

◎水防事務組合事務局管理職の設置  
及び管理職手当の支給について

制 定 昭35. 4. 1  
最近改定 平29. 3. 27 決裁

今般、組合事務の円滑なる処理推進を図るため標記について、下記の通り決定したので通知する。

記

1 管理職の設置について

(1) 事務局長

事務局長は、事務職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。  
事務局長は、管理者の命を受け組合事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(2) 総務課長

総務課長は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

総務課長は、上司の命を受け、組合の人事、給与、予算及び警備（防潮課長を置く場合にあっては、防潮筋に関する警備を除く。）に関する事務その他、他の課長の主管に属さない事務を処理し、所属員を指揮監督する。

(3) 防潮課長

管理者が必要と認めるときは、防潮課長を置くことがある。

防潮課長は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

防潮課長は、上司の命を受け、防潮事務所に関する事務及び防潮筋の警備に関する事務を処理し、所属員を指揮監督する。

(4) 主幹

主幹は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

主幹は、上司の命を受け、組合の会計事務及び予算執行及び警備（防潮課長を置く組合にあっては、防潮筋に関する警備を除く。）に関する事務その他、他の課長の主管に属さない事務を処理し、所属員を指揮監督する。

(5) 総務課長代理

管理者が必要と認めるときは、総務課長代理を置くことがある。

総務課長代理は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

総務課長代理は、上司の命を受け、総務課長を補佐し、所属員を指揮監督する。

(6) 主査

管理者が必要と認めるときは、主査を置くことがある。

主査は、事務職員または技術職員をもって充てる。但し、非常勤の職員をもってこれに代えることがある。

主査は、上司の命を受け、課長の事務を補佐する。

(平15、平17一部改正)

2 管理職手当の支給について

- (1) 支給対象 事務局長、総務課長、防潮課長、主幹
- (2) 支給額 事務局長 月額 57,000円  
課長 月額 43,000円  
主幹 月額 43,000円

(平4、平5、平6、平15、平17、平18、平19、平21一部改正、平28.3.25一部改正  
平28.4.1施行)

- (3) 計算期間、支払期日はそれぞれ給料の支給方法による。
- (4) あらたに支給対象となった者に対する支給は、その事実の生じた日からとする。
- (5) 支給対象でなくなった者に対する支給は、その事実の生じた日までとする。
- (6) 欠勤により勤務しない日は支給しない。  
休職、勤務停止、公傷休、停職等についても同様とする。
- (7) 支給しない日は、1日につき支給月額の25分の1を減額する。
- (8) 兼職、事務代理、事務取扱を命ぜられた職については支給しない。
- (9) 管理職手当支給対象者には超過勤務手当は支給しない。

(平3、平5、平17一部改正)

- (10) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、管理職手當に100分の5を乗じた額を減じるものとする。

(平成27年一部改訂追加 施行期日平成27年4月1日、平28一部改正、平29.3.27一部改正  
平29.4.1施行)